

# 国民経済計算調査会議総会

平成19年9月12日

内閣府 経済社会総合研究所

1. 日時 平成 19 年 9 月 12 日（水） 16：00～18：00

2. 場所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室(4 階 406 号室)

3. 出席者

(国民経済計算調査会議委員)

栗林議長、勝委員、作間委員、貞廣委員、高木委員、辻村委員、深尾委員、藤井委員、  
ホリオカ委員

(経済社会総合研究所)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、飛田総括政策研究官、  
後藤総務部長、川崎上席主任研究官、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、  
二村国民支出課長、二上国民生産課長、川島分配所得課長、百瀬国民資産課長、  
工藤価格分析課長、三井地域・特定勘定課長

4. 議事

- (1) 各検討委員会からの報告
- (2) 統計法改正について
- (3) 今後の審議に向けて
- (4) その他

5. 配布資料

資料 1 推計手法検討委員会の審議経過と今後の課題

資料 2 FISIM 検討委員会の審議経過と今後の課題

資料 3 資本ストック検討委員会の審議経過と今後の課題

資料 4 公的部門に関する検討委員会の審議経過と今後の課題

資料 5 統計法改正について

資料 6 今後の審議に向けて

参考 1 平成 18 年度「金融仲介サービスの新たな測定方法と SNA への導入に関する調査」報告の概要

参考 2 国民経済計算調査会議の開催について（昭49.4.12閣議決定）

○企画調査課長 定刻となりましたので、ただいまより国民経済計算調査会議総会を開会いたします。

私、調査課長を務めております長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、内閣府経済社会総合研究所所長の黒田よりごあいさつ申し上げます。

○経済社会総合研究所長 一言ごあいさつをさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

実は本日、総会という形になりましたのは、ご案内だと思いますけれども、今年5月に統計法が60年ぶりに改正されまして、新しい形になりました。全面施行は平成21年4月からでございますけれども、今年10月1日から統計法が一部施行されるという形で移行することになりました。

今回の統計法は、旧来の統計法が行政のための統計ということが中心であったのに対して、統計というのは社会的な基盤をつくるための公共財であるという位置づけになっておりまして、公共財としての統計整備を国としてやっていくこととなります。そのために統計委員会というものを入閣府に設置して、分散型になっております各省庁の統計作成部署、それから各政策ニーズ、それから社会のいろいろな方々のニーズを吸収する、そういう母体をつくって、より良い統計整備の方向に向けて動いていこうというのが今回の統計法の改正の一つの目玉かと考えています。

そういう統計委員会を10月1日から改正し、発足するものですから、従来、総務省にありました統計審議会に、今日お集まりいただいております内閣府国民経済計算調査会を吸収して、全体として一貫性のとれた統計作成のための司令塔機能を統計委員会に発揮していただくという形で、今回、新法が制定されたわけでございます。

現在、10月1日の統計委員会発足に向けて、いろいろ準備をしているところでございますけれども、そういう意味で、今日の国民経済計算調査会議、長年の間、調査会議でいろいろSNAについて議論いただきましたけれども、一区切りをつけるというのが今日の総会の趣旨でございます。

国民経済計算調査会議は、49年5月、いわゆる国民所得統計から68SNAに変わった後を受けて、SNAの体系を国際的に活かしていくためにご支援をいただくべく設立させていただいたと聞いております。それからいろいろなことで先生方にご議論をいただきまして、ご案内のように、68SNAから93SNAに変わりました。また、93SNAでまだ取り残している部分も多々あるわけですが、最近の状況のものすごく激しい変化の中で、国民経済計算という

体系をどうつくるかについて、先生方には多大なご援助とご示唆をいただいたと私ども、考えております。

今後、SNAについての議論でございますけれども、新統計法のもとでは、国勢調査と並ぶ基幹統計としてSNAは位置づけられました。いわゆる加工統計として、従来、指定統計であった部分が名前が変わって、基幹統計という名前になるわけですが、法律の中に明示的に基幹統計に位置づけられたのは国勢調査と国民経済計算の2つでございます。その意味で、加工統計としての国民経済計算が統計法の中にはっきり明記されたということです。その統計法の中での今回、非常に大きな変化は、統計法の中で、2年に一遍ないしは3年に一遍になると思いますけれども、統計に関する基本計画を作成していただく。その上で、統計の基本計画が閣議決定されることになっておりまして、そういう意味では、基本計画のフォローアップも新しい統計委員会のもとでできるかたちになっております。

従来、私ども国民経済計算のご議論をいただいておりましたときに、国民経済計算というのはある意味で加工統計の頂点にあるような統計でございます。いろいろな一次統計、それから業務統計を使うこととなります。そういったものについて、ある種、改善があればもっとすばらしい加工統計が作れるのにとしばしば思ったわけですが、恐らくそういうことについても、今度の統計委員会の議論の中では、基本計画の中にそういった方向も盛り込んでいただければ、改善の方向にいくのではないかと考えております。

そういう意味で、従来の単なる法施行型と言われていた統計審議会とか、それからこの国民経済計算調査会での権限以上のものを、今回の新しい法律での統計委員会は持ちますので、全体の整備には司令塔機能として大いに役立てていただけることになるのではないかと考えております。

先生方には非常に長い間にわたりまして国民経済計算の整備のために本当にいろいろなご示唆、ご支援をいただいたこと、改めて厚く御礼申し上げます。

その上で、またお願いでございますけれども、今度は統計委員会という形でSNAの体系をまた議論していくこととなりますので、若干場所が変わることとなりますけれども、引き続きいろいろご援助いただくことになると思いますので、その点についても重ねてお願いしたいと思います。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○企画調査課長 ありがとうございます。

前回の総会が昨年7月でございましたので、その後の人事異動により研究所のメンバーにも

多少の異動がございました。審議に先立ちまして、研究所のメンバーを紹介させていただきます。

まず、研究所次長の広瀬です。

続きまして、総括政策研究官の飛田です。

総務部長の後藤です。

上席主任研究官の川崎です。

国民経済計算部長の大脇です。

国民支出課長の二村です。

国民生産課長の二上です。

分配所得課長の川島です。

国民資産課長の百瀬です。

価格分析課長の工藤です。

地域・特定勘定課長の三井です。

続きまして、お手元の資料のご確認をさせていただきたいと思います。

まず、議事次第、それから座席表、そして資料1から6、参考1、2を配付しております。もし欠けておりましたら、ご連絡いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言される際には、いつものとおり、机の上のネームプレートを立てていただけますと幸いです。順番に指名していきますので、指名の後、ご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○栗林議長 お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日は、国民経済計算調査会議の各委員会からの報告をいただいた後で、今回の調査審議についてご議論いただきたいと思っております。

調査会議には5つの検討委員会が設けられております。まず、それぞれの審査経過と今後の課題について、事務局より説明いただきたいと思います。

○企画調査課長 資料1をごらんいただきたいと思います。

私の方から、推計手法検討委員会の審議経過と今後の課題ということで、簡単にご説明させていただきます。

3枚紙になっておりますが、一番最後のページをごらんいただきますと、委員会の構成につきましては、栗林先生に委員長をお願いしております、作間先生、それから後ほど出席を予

定されております深尾先生にもご参加いただいて、活発なご議論をいただきました。

2を見ていただきますと、開催状況でございますが、第1回が平成18年11月、第2回が平成19年4月、そして第3回が今年7月ということで、各回大変重たい課題、活発な議論をいただいたと思っております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議経過でございます。

まず、第1回目でございますが、このときは、平成17年度の確報における推計手法の変更についてご報告、それから調査審議をお願いしました。

主な内容といたしましては、流通在庫の推計方法の変更、基本単位デフレーターの変換化、それからCPIの基準改定がございましたので、その反映、そして以前、総会でチャールズ・ホリオカ先生から固定資本減耗のお話ございましたけれども、固定資本減耗の評価方法につきまして、社会資本以外の減耗についての時価ベース、再調達コストでの評価の見送りということを決めました。それから財貨／サービス別輸入の実質値、それからデフレーター推計、そして若干でございますが、表彰形式の変更ということで、特に公的部門について詳細化させていただいた次第でございます。

(2)でございます。第2回の検討委員会ということで、実は平成17年度の成長率につきましては、確報と速報がかなり大きな改定になりました。速報の段階では3.3%だったものが確報では2.4%ということで、近年にない大きな改定幅ということで、推計精度の向上について議論させていただいたということでございます。

速報値と確報値の乖離の要因としては幾つか考えられるわけですが、まず1つ目として、速報における並行推計項目ということで、こういう手法をとっているのは国内の消費の部分、それから民間企業設備でございます。この需要側、それから供給側、そして暦年のコモ値の動きを対比いたしまして、それらの動きについて整理をしたということでございます。

それから、平成17年度確報における推計手法の変更の影響があるのではないか。流通在庫、それから基本単位デフレーターの影響。

3番目といたしましては、供給側QEの推計値と年次推計値の乖離につきまして分析した結果が報告され、調査審議をお願いしました。

基本的な乖離の要因としては、供給側のQE推計値と年次推計値の乖離、そして、その改善方法といたしまして、QEにおける推計対象品目の分離とか、代替的な統計の採用とか、そうした方向性についてご議論をいただきました。

第3回目でございますが、第2回目の速報と確報についての推計精度の議論を踏まえた形で、

乖離の改善に焦点を当てた議論をいたしました。

事務局から、改善策といたしまして2つの大きな提案をさせていただきました。以前この推計手法検討委員会の前の母体であります基準改定課題検討委員会で披露したがございますが、民間企業在庫増加の推計につきましては、ARIMAのモデルによって推計しよう。

それから、2つ目でございますが、供給側の出荷額推計につきましては、最終月の補外方法としてI I PとC G P Iを利用する品目を拡大してはどうかということで、こちらからご説明をさせていただきます、議論を賜ったところでございます。

議論の結果は、委員会の了承が得られたということで、既に8月13日公表の4-6月期の1次QEから、この手法が取り入れられているということでございます。

また、一番最後のまた書きでございますが、経産省の工業統計調査におきます転売品の問題につきましても説明があり、ご議論いただいたところでございます。

2. 今後の課題といたしましては、やはり引き続き推計精度の問題は大きな課題でございます、その縮小策につきましては引き続き検討を行って、可能であれば年末の平成18年度確報から反映させていきたいと思っております。

○分配所得課長 引き続きまして、私の方から、F I S I M検討委員会の審議経過と今後の課題についてご紹介させていただきます。

お手元の資料2でございます。

F I S I M検討委員会は、間接的に計測される金融仲介サービスの計測について専門的な観点から検討するために設置されておまして、平成16年7月22日に第1回の検討会を開催して以降、計8回の検討委員会と1回の懇談会が開催されております。

資料の2ページに委員の名簿とこれまでの開催状況が掲載されておりますが、ごらんいただきますように、尚美学園大学の井原先生を委員長に、以下、ごらんの6名の方に委員をお願いいたしております。

昨年7月の総会におきまして、第7回の検討委員会の開催までにご報告申し上げたところでございます。資料の審議経過のところでございますように、これ以降、第8回の検討委員会を1回開催いたしております。

F I S I M検討委員会におきましては、第7回までの検討委員会においてF I S I M推計の基本的な枠組みや理論的な整理について多々ご検討をいただき、ご議論いただき、また、その結果を踏まえてF I S I Mの参考試算値を公表いたしておるところでございます。平成18年度におきまして、これまでの検討委員会で提示された残された課題の幾つか、あるいは今後、こ

れをSNAに本格導入していく上で障害となるかもしれない実務的な問題の洗い出し等々を行うということから、請負調査を実施いたしました。

調査の概要につきましては、別途後ろの方に参考1として添付させていただいておりますが、本日は時間の関係で、ご紹介を割愛させていただきます。

第8回の検討委員会におきましては、この調査の結果を報告するとともに、これを踏まえて幾つかの検討のポイントを提示させていただき、これを中心にご議論をいただいたところでございます。

「参照利率のとり方とF I S I M推計について」とございますが、F I S I Mの計算におきましては、平均的な運用利率と調達利率の差から生じるF I S I Mの配分を、参照利率を境界にして配分するというのもございます。この参照利率の相対的なポジション、あるいは基準改定に伴って実質系列が影響を受けるという点につきまして、ご議論いただいたところでございます。

金融仲介機関の利鞘とF I S I Mの関係。現在、SNAのリビジョン1に向けたご議論の中で、さらにF I S I Mの議論が進んでおりますけれども、平均的なEU等の国で見られるように、F I S I Mの対象資産の残高が調達残に比べて運用残が長いというような状態ですと、EU方式のように、自己資本の運用という概念を取り入れることで、計測されるF I S I Mの額が利鞘よりやや小さくなるのが理論的に整理されるということでございますが、我が国の場合、調達残が運用残を上回るという状況が生じておまして、結果、計測されるF I S I Mの額が金融仲介機関の利鞘を上回るということがございます。

この点につきましては、既に過去7回の委員会の中でも何度かご議論はいただいておりますけれども、この点の理論的な整理について、さらにお問い合わせということでございます。

F I S I Mの実質化につきましては、1番目でございます価格要素の点については幾つか理論的な問題があったのですが、時間の関係で、説明を割愛させていただきました。余りご議論いただけなかった部分でございます。残高の実質化につきましては、5番目の循環推計の回避の1番目とも関連するのですが、F I S I Mの実質化の際に残高をGDPデフレーターで除す。これによって数量要素の変化を取り出すという部分もございますけれども、GDPデフレーター1本で除するのがよいのか、それぞれの需要項目に見合った需要項目別のデフレーターを用いる方がよいのかという点について、ご議論いただいたところでございます。

4番目の、四半期系列の精緻化とQE推計につきましては、ご提示した請負調査の結果が余り十分な検討ができていないということで、ご議論も十分にいただけなかった部分でございま



す。

一番最後の、循環推計の中でのイタレーションの必要性につきましては、これまでF I S I Mの実質化にG D Pデフレーターが必要になる、これを用いて計算した結果、F I S I Mの実質値が出ると、それによってまたG D Pのデフレーターが影響を受けるということで、循環的に回っていくわけですが、ここの部分について、これまでのご議論でイタレーションを行うということで、現在、参考試算値もそのような形になっております。

先ほどご紹介申し上げた平成18年度の調査で、海外各国にアンケートあるいはインタビューを行っておるわけですが、海外ではこの話はほとんど出てきていないということ、それから、ある条件下においてはイタレーションが収束するけれども、この条件を満たさないとイタレーションが必ずしも収束するわけではないということが数学的にわかってまいりまして、この点も含めてご議論いただいたところでございます。

2番目の今後の課題でございますが、今後、引き続いてプラクティカルな面とフィロソフィカルな面とをあわせて検討し、両者のバランスを図っていく必要があります。また、80年代の借り手側のF I S I Mがマイナスになる点が依然として残っておりますけれども、この点につきましても、当時の金融市場の状況のある部分、反映しているのではないかというご議論もございますが、データ面の詳細化も含めまして、引き続き検討が必要かということでございます。

さらに、先ほどの四半期化、あるいはQ Eの推計などの実務的な課題も引き続き残っております。

○国民資産課長 引き続きまして、資本ストック検討委員会の審議経過と今後の課題ということで、ご紹介させていただきます。

資料3をごらんいただきたいのですが、資本ストック検討委員会に関しましては、平成16年10月の総会で設置が決まりまして、平成16年12月に第1回の会合を開かせていただいて、この資料3の3ページに開催状況がありますけれども、これまで5回開催しております。

委員会の構成員としましては、高木先生を委員長に頂きまして、6名の委員で構成されております。

このストック委員会の目的ですが、1ページに戻っていただきますと冒頭に書かれておりますけれども、「資本ストック統計に関し推計方法を含めた抜本的検討を行い、統計データとしての質の向上を図る。当面は、推計精度低下の可能性が指摘されている有形固定資産に関する検討を中心に進める」となっております。現行のストック統計に関しましては、ご案内のとおり

り、国富調査をベンチマークとした形の、ベンチマークイヤー方式で推計し、それを基本としているわけですが、国富調査は45年以降、実施されておられません。

そこで、固定比率を使うとか、工夫しながら何とかつないではいるんですけども、いろいろと課題が出てきている、そういうことを踏まえて、いろいろなところからも課題に関してご指摘を受けているということもありまして、ここでの審議をしていこうということで、この委員会が発足したことになります。

先ほど3ページで見ていただきましたように、これまで5回開いているわけですが、昨年の総会以降開催した委員会に関しましては、1ページにあります4回目、5回目の委員会になりまして、その部分を紹介させていただきます。

第4回の検討委員会に関しましては、投資・除却調査、半分案の段階だったんですけども、紹介させていただきました。そこで、気になるところその他ご指摘ありまして、改善できるところは改善していくという対応になりました。

後半では、野村委員から、インハウスソフトウェアの考え方と育成資産の半製品在庫の試算に関する説明がございました。

93SNAになりまして、無形固定資産の部分の推計ということで、いろいろと検討が進められなければいけない状況になったわけですが、その中で課題として残っております、自社開発ソフトウェアと言いますが、インハウス型のソフトウェアの推計方法。これはなかなか実際のデータ、そういうものが直接に把握しにくいところもあって、その把握の仕方が課題になるわけです。

育成資産に関しましては、半製品的な在庫という扱いで整理している部分もありまして、幾つかの区分があるわけですが、そういうものに対する対応の考え方の紹介がありました。

ちょっと戻りまして、民間企業の投資除却調査の関係ですが、これは冒頭で言いましたように、ベンチマークイヤー方式ではなかなか国富調査もできないし、推計が限界というか、ちょっと壁にぶつかっている、そういうところにありまして、国際的にPIM パーペチュアル・インベントリー・メソッドという方式でストックの推計が可能ということで、そういう方式がありますので、そこに必要なデータを投資除却調査で収集しよう、特に除却パターン、財ごとに、これはコモの2,000品目に相当する資產品目、これが640ほどあるんですけども、それごとの除却パターン、価格パターン、そういうものを把握してストックの推計に役立てていこうということで、丁寧に調査しようということで、第1回目、去年やったわけです。

(2) ですけども、第5回目の委員会に関しましては、今の投資・除却調査の関係という

ことで②に出てきておりますけれども、公表が終わってれば報告できたんですが、いろいろ課題がありまして公表できない状態でしたが、その利用の仕方、そういう課題その他、議論をしていただきました。

それから、①のところでは、平成17年度の国民経済計算の確報で公表したストック編の説明をさせていただきます、ご議論いただきました。

あと、次のページの③で、他の委員会も同様ですけれども、事務局の方から統計法の改正についての説明をしまして、ご議論いただいたということです。

今後の課題としましては、そもそもこの委員会で課題となっております有形固定資産に関する推計の整備を中心に、引き続き検討を行う。無形固定資産等の課題、先ほどもインハウス型のソフトウェア等出てきましたけれども、そういうものに関しても鋭意検討を進めていく。

委員長の高木先生には、事務方の方でちょっと議論に関して逡巡しているところ等あったわけですけれども、的確なところでの開催をご指導いただくなど、いろいろお世話になりました。○国民支出課長 続きまして、資料4に沿って、公的部門に関する検討委員会の審議経過、今後の課題についてご説明いたしたいと思います。

3ページに構成員、開催状況ございます。本日もご欠席でございますが、中村委員に委員長をお願いしております、その他、中村委員含めて合計7名の委員でご審議をいただいております。昨年10月に第1回を開催いたしまして、これまで3回開催させていただきました。

1ページに戻りまして、審議経過についてご説明したいと思います。

まず初めに、本委員会を設置した背景、問題意識等でございますが、財政改革等に関する政策論議が高まる中で、議論のベースとなるようなデータの拡充が必要であろうという意識がございました。しかしながら、既存の財政関連統計というのは項目の概念が違ったり、あるいは公的部門に含まれる範囲が違ったりということで、なかなか統一されていない。したがって、網羅的に使いにくいというようなことがあるのではないかと、そういう意識もございました。

それから、政府や公的部門の役割がかなり変化してきておまして、民営化ですとか独立行政法人等への組織変更も起こっております。そういう中で、国民経済計算において政府諸機関の部門分類、その考え方についても再検討が必要なのではないかといった意識もございました。そういった問題意識の中で設置させていただいたわけでございます。

したがって、公的部門にかかわる課題というのは広く検討対象になり得るわけですが、具体的に議論するに当たっては、その範囲をある程度はっきりさせておいた方がいいだろうということで、第1回目、第2回目の委員会におきましては、何を検討課題として取り上げ

るかといったことについてご議論いただいております。その中には、事務局としてそもそも問題意識を持っていたことも当然含まれております。

当面必要な課題といたしましては、日本郵政公社の民営化、平成19年10月からでございますが、そこで組織変更が起こるわけですので、その部門分類をSNA上どうするかということがございます。

それから、政府機関の分類の考え方の再検討も課題として挙がっております。

このほか、項目の追加ですとか細分化といったような表章項目の充実の必要性もご指摘いただきました。

また、長期的な課題といたしましては、先ほど財政関連の統計が統一されていないと申し上げましたが、他の財政関連のデータとSNAの制度部門のデータで調和できるところは調和していく必要があるということで、そういった関連の議論もございます。それから、93SNAの改定、通称リビジョン1と言っておりますが、国際的な議論の方向性が固まってくれば、そういった改定への対応も視野に入っております。

以上のように、取り上げる課題は非常に大きいんですが、とりあえず具体的な議論の端緒といたしまして、第2回、第3回の委員会におきまして最近の民営化事例を取り上げさせていただきました。具体的には、平成17年10月に道路関係4公団が民営化されておりますので、その後継組織の部門分類、あるいは道路について上下分離という形になりましたが、その下の部分の道路資産をSNA上どの部門に帰属させるのが適当かというようなことについて、平成17年度の確認、これは昨年末に公表しておりますが、その確認の中でどういう取り扱いをさせていただいたかをご報告し、ご議論いただきました。また、この関連で、作間委員からは、イギリスにおける国鉄民営化の事例についてご紹介をいただいております。

これにつきましては、いろいろと活発なご意見をいただきました。政府による所有と支配についてどう捉えるか、あるいは政府諸機関が提供するサービスの市場性の判断といったことについて、活発なご意見をいただきました。これにつきましては、今後、政府の部門分類の考え方を再検討するに当たってベースとさせていただきたいと思っております。

それから、平成19年10月の日本郵政公社民営化後の対応につきましては、来年2月に10-12月期の四半期速報が出るわけですが、それまでに対応を決める必要があるということで、その論点を整理して事務局からご紹介をさせていただいたところですが、まだ本格的な議論までは、入っていないということでございますので、年末あるいは来年初めまでに委員会の中でご議論いただいて、方針を決めるということでございます。

今後の課題ですが、今、申し上げたとおり、郵政公社民営化後の対応というのは、すぐに対応が必要なものでございます。こういったすぐに対応が必要なものについては、委員会の中で議論いただいて、それに沿って対応するというところでございます。

その他の中長期的な課題、政府諸機関の部門分類に関する考え方の再検討というものも入ってまいります。そういったものについては、方向性やタイムスケジュールについてご議論いただいて、工程表という形で具体的な内容にしていく必要がある。そういったことが課題でございます。

○栗林議長　なお、体系整備検討委員会というのがございますが、この委員会については来週開く予定になっていると聞いております。

以上の委員会の報告に関して、各委員長から何か補足することがございましたら、お願いしたいと思っております。

○高木委員　補足ではないんですが、実は事務局の方にとっておけばよかったんですけども、私、4月から肩書が特任教授という格好になったので、直していただけますか。

こんなところで恥をかくとは思わなかったんですが（笑）、すみません。

○栗林議長　そのほか、ございますでしょうか。

それでは、これまでの4つの委員会の審議と今後の方向性についてご議論いただきたいと思っております。

何かご質問あるいはご意見ございましたら、よろしくお願いたします。

○深尾委員　資本ストック検討委員会でも無形資産についても今後、推計の対象にされるということで、非常に興味深く伺ったんですが、例えば研究開発について、サテライト勘定を作成するという話を前に伺った気がするんですが、そういうものもここに含まれるんでしょうか。

あと、無形資産としてどんなものを具体的に考えられているか、少し教えていただければと思います。

○国民資産課長　範囲につきましては、一応研究所の中でも手分けをしていただく形でこちらが勝手に考えている位置づけになってしまうかもしれませんが、担当としてやっておられる研究がありますので、そういう部分、先ほどちょっと出ましたけれども、ソフトウェアの関係でインハウス型ソフトウェアとか、あと川崎主任研究官の方でやられているR&Dとか、そういった研究が進んでいるものに関して、いずれストック委員会のような場でご議論いただきながら、推計の方に取り入れていくという流れにしていきたいというか、なっていくのではないかと考えております。

○経済社会総合研究所長 無形資産については深尾先生の方がご専門ですけれども、R&Dについては、今、OECD、国連統計委員会でいろいろ議論されていまして、多分2008年のレビュー1の勧告の中ではサテライト勘定という形で落ち着くのではないかと思います。そういう方向にいきなりなれるかどうかは、まだまだR&Dについては問題があります。日本の場合はIOそのものを変えていかなければいけないものですから、IOの基準年度の改定に合わせてR&Dの中間投入から無形固定資産への移動ということもありますので、少し時間がかかるのではないかと思います。ただ、方向は、これからご議論いただくことになるだろうと思います。

それから、ソフトウェアについてもご案内のとおり、既にインハウス以外のソフトウェアについては無形固定資産としてIOの方も処理して、SNAでも処理しているわけですが、インハウスのソフトウェアは、今のIOの体系のどこにどう含まれているかということもいろいろ問題で、R&D等々、それから産業のアクティビティとの兼ね合いで、どういう形で無形資産を取り出すかというのは、これから議論していかなければいけないことだと思います。

それから、それ以外のデータベースとか、いわゆるいろいろな人的なノウハウのようなものの無形固定資産については、どう扱うということはまだ国連等々の場でも確定していないところでもありまして、その議論を踏まえながら、これから取り入れていくことになるだろうと思います。

○ホリオカ委員 推計手法検討委員会の方で、固定資本減耗の評価方法について検討していただいて、社会資本以外については時価ベースへの変更を見送るという結論になったようですが、その経緯についてもうちちょっと詳しくご説明いただけますでしょうか。

○国民支出課長 そもそも問題意識といいますのは、日本の固定資本減耗は諸外国と比べると少し大きいのではないかといったご指摘を内外から多々いただいております、その辺の改善をしたいといったところがございます。時価か簿価かといったことは直接は関係ないかもしれませんが、SNA上は固定資本減耗についても時価ベースというルールがございますので、それに合わせる変更をしてみると改善するのではないかとといったところが、そもそもの発端でございました。

そこで、現在あるデータで、時価ベースで試算をしてみたわけでございます。ただ、そこで得られるデータというのが、資産の分類でいきますとかなり粗い分類しかなかったということがございます。具体的には7つぐらいしか分類がない。それに適用する減耗率も、実はかなり古いといいますか、昭和45年の国富調査がベースになっているものでございます。そのデータ

を使ってアメリカで行われているようなやり方で、恒久棚卸法の考え方をを使って減耗を時価ベースで出してみたわけですが、それでやりますと現状よりも減耗が大きく出てしまいました。やはり資産の分類は、より細かくする必要がございますし、それに適用する減耗率も、もう少し新しいデータを適用する必要があるのではないか、そういうところに問題があるのではないかとということがございました。

減耗率につきましては、先ほどストック委員会の方で説明があった投資・除却調査で足元のデータがとれそうだということで、その利用が可能になるのを待った方がいいのではないかとということが1つございました。それから、資産の分類につきましても、もう少し細かい分類で長期の時系列を整備しようということが部内で検討されております。そちらにつきましても、そのデータが揃うのを待った方がいいのではないかと。要するに、途中でアドホックな改定をして、もう少しデータが揃ってきてやり直してみたらもう一回データが書きかわってしまうというよりは、ある程度データが揃う目処もございますので、それが揃ってからきちっとやり直した方がいいのではないかと。最終的には見送ることとさせていただいた次第でございます。

○作間委員 今日F I S I Mの話はやめておいて、季節調整の話。

8月にQEが出て、つい最近2次QEが出て、その数字が大きくずれていることは言わないことにして（笑）、その1次QEなんですけれども、新聞の見出しは「名実逆転解消」とありましたけれども、デフレーターはマイナスである。これは皆さんよくご承知のように、デフレーターは季節調整をかけられないということに依っているわけですね。

この問題、実は浜田先生が所長をなさっていたときの国民経済調査会議の席上で発言させていただいた点です。要するに、現在、X12-ARIMAというのがだれでもが使う当たり前の仕事をして、季節調整を利用されているわけですが、国民経済計算統計に適した季節調整法なのかというと、疑問があるんですね。国民経済計算統計というのは、いろいろな構造は中にある。こことここを足し算すればこういうふうになる、こことここを割り算すればここになる、デフレーターの問題はまさにそこですけれども、そのような構造を持った統計でありながら、季節調整をやっているのは一本一本の系列であることから、いろいろと矛盾が発生してしまうのではないかと。

そうすると、国民経済計算という構造を持った統計にもっと適した季節調整法があるのではないかと。そのような発言をさせていただいたんですけれども、そのとき当時の次長、今どこにいるんだろう、大守さんに、そのような手法は開発されていないことはない、それは検討課題

になるだろうといった趣旨のお答えをいただいた。でも、今回この国民経済計算調査会議でそのようなことを検討された痕跡はないんですね。

また、推計手法の最近2回の話題というのは、季節調整法と随分かぶる部分がありまして、そのあたりもちょっと気になっているところですが、季節調整法というのも今後の検討課題として重要なポイントなのではないかということ発言させていただきました。

○経済社会総合研究所長 一言だけ。

季節調整によって1次QEと2次QEに大きな変化があるとか、今回の2次QEのように、季節調整が前年から動きますので、前年のところでも若干変化がある。これはいろいろな問題を抱えていると思います。季節調整法そのものをブラッシュアップすることも当然必要なので、これから考えていく一つの大きな課題だと思っています。

それとあわせて、やはりQEというものの推計そのものでどれくらい正確なデータをタイムリーに得ることができるかということも非常に重要で、我々、よくQEが1次と2次でこんなに差があるとか、確報とQEとの推計でこんなに差があると言われて非常にお叱りを受けるわけですが、1次、2次のQEを全く変わらないようにするためには、データを追加しないのが一番いい。ただ、そんなことはあり得ないわけですから、より速報性を持って、より正確なデータがとれるような工夫をこれからも重ねていくことが、多分重要だろうと思います。統計委員会では当然一つの大きな課題になるだろうと思います。

もう一つ、これはお願いでございますけれども、私、こちらに参ってもう2年になるんですけども、国民経済計算の部局、50人足らずでやっているというのは、日本のGDP規模からしたら圧倒的な生産性の高さで、各国に言わせると、これはあり得ないという状態。その中で、業態がどんどん変化している中で次から次から新しいことをやっていかなければいけない。恐らく日本の統計法が変わっても、そういう状態は余り変わらないと思うんですけども、結局アカデミズム、先生方とうまくコラボレーションしていく以外に日本の統計をよくする余地はないと思うんです。

そういう意味では、いろいろな問題がいっぱいありまして、そういう問題についてお互いに議論して、先生方にも調査・研究に参加していただくような場、こういうものが新しい統計委員会ではどうしてもつくっていかねばいけないのではないかと考えているんです。そういう中の課題として、今、残しているような問題は当然いろいろな形で議論させていただきたいと思っています。

○貞廣委員 ただいま黒田先生がおっしゃったこととも関係するんですけども、系列がかな



り変わったとき、今回の場合は1次と2次で随分変わってしまった。そういうふうによく変わったとき、それからもう一つ私が印象にあったのは、民間企業資本ストックの除却のデータが数年前に随分変わってしまって、ストックの伸び率が1%ぐらいになってしまった。これは、要するに除却が随分変わったんですよ。

そういうふうに、使っている基礎データが同じなのに系列が大きく変わったときというのは、1次とか2次QEのように、もちろん使っているデータが変わればああいうふうになることもあるんでしょうけれども、そういうことがあったときに、アカウントビリティの議論と関係してくるんですけども、どこまでユーザーに丁寧に説明をするかというのは、今後すごく重要な、特に法律が変わって閣議にかけるというまでやっていただいたわけですから、特に私など個人的には、数年前に事務局の方にも教えていただいたんですけども、あの除却の大きな変わりというのはユーザーから見るとすごく重要なんですよ。本当にリストラが進んで除却が変わったのか、単に統計の何かカバリーが変わったのかというのは、もう決定的に違うわけで、そのあたりは懇切丁寧に説明するのかどうか、あるいはそのルール、ルールといってもつくるのは難しいんでしょうけれども、そういうものも今後どうしたらいいか、多分QE、それからストック、資本ストック以外にも多分幾つかあるんだろうと思いますけれども、そのあたりは今後、少し事務局の方で考えていただいた方が、多分国民にフレンドリーなデータになるのではないかと思います。

要望でございます。

○高木委員 資本ストックがよく出てくるので、一言。

確かに除却とか資本減耗の扱い、これは大きい話だと思うんですが、もう一つ裏側に、価値としての資本ストックをとらえるのか生産能力としての資本ストックをとらえるのかとか、粗資本ストックというのは一体何なのかとか、そういうストックの議論と除却あるいは減価償却の議論というのは離せないんですね。ですから、私のところの委員会では、両者込みの格好で今、議論されています。

お手元の資料ですと、資料3の第5回検討委員会の②ですね、ここで今回、民間企業投資・除却調査というのを実施しまして、その辺の概念も含めて、しかも実際にサンプリングですが、調査を行ったということで、この集計結果を待っていただきたいと思います。

○経済社会総合研究所長 除却調査につきましては、野村先生にご支援いただき、相当詳細なものを設計いただきまして、今年2月に1度調査をやりました。目下集計中というところで、1回では多分足りないので、数年継続してこの調査をやっていくということで、総務省基準部

の方にもご協力いただいて、それから経団連の方も相当協力体制をとっていただいています、かなりいい除却率とか、先ほどの償却率等のデータが、アセットが640ぐらいのレベルできるだろうと思います。

そういうことを期待しておりますので、今までのグロスの資本ストックとは、ある意味で系列もちろん変わりますけれども、資本ストックとしてはかなり画期的なものができるんだろうと、我々期待しているところでございます。

○勝委員 F I S I Mについて2点ほどお伺いしたいんですが、まず第1点目は、F I S I Mの配分なんですけれども、いただいた資料によりますと、アメリカあるいはカナダでは、まず総額を求めてから制度部門に配分する。EUでは逆に制度部門ごとに残高を把握して、それを積み上げてF I S I Mの総額を求めることになっているわけですが、日本ではどちらの方向で行っていくのか。これはもしかして既に説明あったかもしれませんが、それを1点お聞きしたいと思います。

もう一点は、80年代のマイナスのF I S I Mに関してです。

F I S I Mの計測上の参照利率に近い概念として有担保コールの金利が示されていて、それは短期プライムと逆鞘になっていたのが80年代前半の動きであるというお話であるわけですが、80年代の日本の短期市場を見ますと相当程度規制がかかっている、85年あるいは86年に短期金融市場の改革があったと思います。それまではロンドンのユーロ／円のコール金利と我が国の有担保コールにはかなり乖離があったと記憶しているんですが、ここで有担保コールを使うのが果たして妥当なのかどうかお伺いしたいと思います。

○分配所得課長 まず、ご質問の1点目ですけれども、現在、参考試算値をお出ししておりますけれども、現時点で公表ベースでとれるデータで、特に利子額の方のデータが、制度部門に対応するような形でとれていないということがございまして、我が国の場合には、まず総額をとってからこれを残高比例等で分割していくという、分割型のアプローチになっております。

2点目の、80年代のマイナス水準のお話ですが、おっしゃったように、80年代の半ばから事実上90年代半ばまで、10年近くかかって我が国の金融市場が自由化されていくという流れがございまして、どうしても理論的に「こうなるであろう」という形の数字がなかなか出てきづらい部分があると思います。今、ごらんいただいた表は、昨年の請負作業の中で、こういう関連指標等の動きを見るとこういうこともあるので、マイナス水準も出てくる余地はあったのではないかとということで、短プラなり有担コールが現在の推計の中で直に使われているということではございません。

これでよろしいでしょうか。

○貞廣委員 本日ご説明いただきました各検討委員会の今後に残した課題というか、すべて大変重要な課題なんでしょうけれども、事務局の方から見て、相対的に比較的プライオリティの高いもの、あるいは近い将来実施に移したい、あるいは移せると思われているものはどんなものでしょうか。各部会の先生方は各部会のことしか頭にありませんので、それを全体束ねたプライオリティみたいなものを教えていただければありがたいんですけども。

○国民経済計算部長 各ペーパーの中で今後の課題として書いてある部分は、「こういうことができればいい」という類のものと、今、定期的に出している統計をつくるために「ぜひその結果を出す必要がある」というものに分けられると思います。

例えば、先ほど申しましたような郵政公社の格付けなどというものは、決めないことにはQEを出せないことになりますので、それはもうマストの課題となります。

それから、QEと確報の違いを埋める作業も、これもかなり昨年度、世の中を騒がせたものですから、これについても早急に結論を出す必要があるといったことがございます。

あと、これからF I S I Mをどういうふうに入体系に入れていくとか、資本ストックの整備を、新しい調査をどうやっていくかといった課題については、やや中長期的な課題として取り組んでいく。イメージとしてはそのような感じになると思います。

○栗林議長 そのほか何かございますでしょうか。

もしなければ、時間の都合もございますので、先に進ませていただきたいと思います。どうしてもという先生、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

統計法の改正については、これまで各委員会で説明、議論があったところでございますけれども、事務局から資料の説明をお願いします。

○企画調査課長 資料5をお開きいただきたいと思います。

既に何度も聞いている先生もいらっしゃるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

統計法の改正については冒頭、所長よりごあいさつの中で相当部分説明させていただきましたけれども、まず、今回、統計法の60年ぶりの全面改正ということで、5月23日に既に公布されているところでございます。

1の統計法のポイントをごらんいただきますと、先ほどから統計の位置づけが大きく転換したということでお話がありましたけれども、まさに行政のための統計から社会資本の情報基盤、インフラという統計へということで、大きな方向転換が示されたところでございます。

背景といたしましては、内閣府に統計制度改革検討委員会、あるいは総務省に統計法制度に関する研究会等が設けられまして、検討が進められてきたということでございます。

概要でございますが、まず、公的統計の体系的整備ということで、統計の整備に関する基本的な計画を策定する。先ほど閣議決定というお話がありましたが、やはり非常に重要な位置づけになっております。

また、国民経済計算もそうでございますが、統計調査、調査統計に依らない統計を含めて、作成方法に関する規律を整備するといったことが規定されてございます。

2は飛ばさせていただきます、3でございますが、まさに統計委員会の設置ということで、従来、統計審議会が総務省にあったわけでございますが、それを内閣府に設置するということで、大きな制度上の変更がございます。

下の欄外に「注」と書いてございますが、今年10月1日を目途に基本計画及び統計委員会に関する部分について一部施行ということで、また、公布の日から2年以内に本格施行、全面施行ということになります。暫定期間におきましては、統計委員会において基本計画の審議等の準備行為を行うことになっております。

次のページを見ていただきますと、国民経済計算に関する規定でございますが、これも既に所長のあいさつの中でお話させていただきましたが、基幹統計として位置づけられ、これは国勢統計と国民経済計算の2つということで、法定されたということでございます。

2でございますが、内閣総理大臣が、国連の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を設定するということが法律で決まっております。

3でございますが、作成基準の設定や変更に当たっては、統計委員会の意見を聞くこと、また公示することが義務づけられているということでございます。

このように、国民経済計算の位置づけはかなり明確化されたということ、それから、作成基準をあらかじめ設定することで中立性、客観性を高めるということでございます。

具体的な条文につきましては、下の方に書いてございます。

3ページでございますが、現在行っている調査会議でのご議論等につきまして、どうなるかという話でございますが、新しい統計法では、先ほどの繰り返しになりますが、内閣府に統計委員会を設置し、幾つかの機能を負うということでございますが、2番目におきまして、国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議を統計委員会で行うことになってございます。

四角の中にございますように、調査会議を廃止し、その機能を統計委員会に承継するというふうにさせていただこうかと思っております。

具体的な姿につきましては、まだ準備室の方で検討中でございますが、恐らくは統計委員会のもとに国民経済計算に関する部会を設置いたしまして、これまで調査会議で行ってきた調査や検討を引き続き行う。また、新たな権限として規定されました作成基準の設定についても調査審議を行っていただくということで、現在、検討中ということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○栗林議長 今の説明に対して、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○高木委員 これは何度かお聞きしているんですけども、やはり気になることは、資料5で言うと、2の統計データの利用促進と秘密の保護ということだろうと思います。

研究者は利用サイドに立ちますが、そのときに、利用に制限がかかる。今までですと行政のための統計だからということで、行政以外だとみんな目的外使用ということで、特別申請しなければならなかったわけですね。特別申請しても、どういうわけでこれが落とされこちらが通るのかというのは一切わからない。そういう点が、利用者サイドからすると非常に危惧のある点だろうと思います。

今回はそういうことが、目的が社会の情報基盤としての統計ということ、あるいは公共財ということだから、そういうことはないものと期待しています。まず第1点。

第2点は、公表されたもの以外の情報を知りたいというときに、先ほど言いましたように、目的外申請みたいなものを調査統計についてよくやられたわけですね。その網が、今度は国民経済計算にもかかってくるはずですよ。そうすると、加工上のこういう資料が欲しいとか、そういうふうに考えてよろしいんですね。そういう請求が来たときには出さざるを得ない、また、出すべきだというふうに考えてよろしいのでしょうか。

半分感想なんです。

○経済社会総合研究所長 これは統計委員会でご審議いただくことですが、ただいまのご意見は私の意見そのもので、必ずしも統計委員会でもオーソライズされるかどうかわかりませんが、おっしゃるような問題を日本の統計が抱えていることは、私も1ユーザーとしてはよくわかるんですけども、片方で、統計調査そのものが個人情報の保護等で非常にやりにくくなっているという側面もあります。したがって、個人情報の保護と統計の公共財としての利用がうまく両立できるような形を統計委員会で作っていくことが、まず第1に重要で、統計法の中では匿名データの扱いが規定されておまして、従来、匿名データという処理をできなかった部分についても統計委員会の中で管理をして、これからどういうふうに公共財としてリリースするかということを検討いただくことになっています。

それから、例えば加工統計としてのSNAの作成過程で、どこまで情報が出せるかということもあると思いますけれども、これは原則、今、私の考えでは、可能な限りトランスペアレントにすることが前提になると思います。その場合に、何か変な形で悪用されないような形で、誤解のない形のリリースをしなければいけないということが前提になるんだろうと思います。

それから、これもご承知のように、匿名化した個票データの利用については欧米はかなり進んでおりまして、利用することができるように、したがって研究者として利用できることにもなっておりますけれども、かなり管理は厳しいんですね。その場所に行って登録して、その場所の外には個票は出せない、そういう場所が何カ所かあるとか、大学との連携で出していくとか、いろいろな形をとっております、そういうことも恐らく統計委員会の中で議論していくことになるんだろうと思います。

そういう形をどうやってつくるかは、データの利用とデータ作成とのコミュニケーションの仕方について、もうちょっと日本の文化が厳格に管理できるようになることが、これからどうしても必要で、何でもかんでも出して、だれでも利用して無制限にというわけには、なかなかいかないんだろうという気がします。

○高木委員 もちろん無制限にとは私も全く思っておりません。今の秘密の保護といいますか、それが非常に重要なんだと思います。研究者に向けても重要なんだけど、もう一つ、資料5の2の3つ目の○ですか、これは民間委託を推進すると書かれていますよね。大丈夫でしょうか。と言うと怒られてしまうけれども、実はこの辺がむしろ問題になるのかなと個人的には思うんですが。

○経済社会総合研究所長 その点についても、片方で国の財政が許す限りコスト削減をしなければいけないということと、財政資金の効率的利用というのがあって、ご案内のように、市場化テストみたいなものをいろいろな場所でやろうとしているわけです。統計作成調査に関して市場化テストがどれくらい導入できるかというのは大きな問題で、統計調査のクオリティを落とさないことが大前提になると思います。ただ、片方で、現在の統計体系を見るといろいろな重複調査があったり、いろいろ過重な負担があったりすることがあるので、その辺を体系化することによって、より効率的に統計体系をつくることは、多分、統計委員会の中でやっていただけるんだろうと思っておりますけれども、市場化テストをどこまで調査に入れるかというのは、実際やってみるとかなり難しい問題があって、そのルールづくりも恐らく統計委員会が、統計に関して提言する余地はあるんだろうと思います。

○作間委員 機会があるごとに条文の解釈について質問しているんですけども、新しい統計

法の第6条について、もう一回質問してみたいと思います。

「国民経済計算の作成基準を定め、」となっております。定めようとするときには統計委員会の意見を聴く、定めたときはこれを公示する、変更したときも同様という条文になっておりますけれども、これ、作成基準がなければ国民経済計算が作成できないのか。そういうことはないとするれば、一体いつまでに作成基準ができればよいのか。これ、何回も発言しておりますけれども、結構大変な作業になるであろうと思います。

それから、「国民経済計算」という言葉が使われていますので、根本的な質問ですけれども、範囲はどこまでを指しているのか。「国民経済計算」という名前のついた統計としては、国民経済計算年報があり 基準改定のときに国民経済計算報告と呼んでいるのでしたっけ。そうすると、QEは国民経済計算という名前はついていない。それから、広い意味の国民経済計算にはさまざまな、産業連関表とか国際収支統計とかいろいろと入っているわけですが、どこまでが国民経済計算というつもりでこの条文はつくられているのかということ。

条文について2点の質問をさせていただきました。

○経済社会総合研究所長 作間先生いつも哲学的な質問で、なかなか答えにくいんですけども、これも全く私の私見でございますが、まず、国民経済計算体系に関する基準というのは、ないということか、少なくとも作成基準はないとつくれないことになると思います。したがって、それを統計委員会に総理大臣が諮問して、統計委員会が答申を出すという形になっているんだと思いますが、現在、我々が「国民経済計算」と呼んでいるものをこの部局がつくっている訳ですが、それをつくるに際して、国連の基準に準拠する形で一応基準を持っていると、今、私自身は思っているんです。

それに対して、その時々状況の変化に応じて基準改正があり、また、国連の勧告にも改正があるわけで、それにどこまで日本の国民経済計算の体系が準拠するかということ、むしろ統計委員会でご議論いただくんだらうと思います。

統計委員会の基本計画の1回目の作成は、今のところタイムスケジュール的には、新統計法の全面施行が平成21年4月でございますので、来年中には統計委員会から答申をいただくことになるだらうと思います。その上で閣議決定をして、平成21年4月に新しい基本計画に基づいた統計法の施行になるんだらうと思いますので、そういったスケジュールの中で、日本の国民経済計算の体系に関する基準を何らかの形で定めていかなければいけないことになるんだらうと思います。

「国民経済計算」というのはどこまでの範囲を含むのか。システム・オブ・ナショナルアカ

ウントの訳だと私自身は思っているんですが、そのシステム・オブ・ナショナルアカウントのベースがいろいろな加工統計ですので、基礎統計を使っている。1次統計としてのセンサスのデータから産業連関のようなものからバランスシートから、いろいろなものをつくっているわけで、そういうものとの体系化を全体考えていくのが基本計画の本来の役割だろうと思っ  
ているんです。そういうものを体系化するのに、どういうふうに体系を組めばいいのかとか、どう  
いうふうに体系を組めば最も現状の状態がうまく反映できるような体系を日本がつかれるのか  
というのは、まさにこれからの議論なんですね。

今まで日本の統計の中で、そういう体系をつくる議論がなかったことが問題で、そういう体  
系をつくらなければいけないというのが今回の統計委員会の一つの役割なんだろうと私自身は  
理解をしております。

お答えになったかどうか、わかりませんが。

○作間委員 所長のお話だと、「毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。」この毎年少なくとも1回作成される国民経済計算が何かというのが、まだよくわからないということ。

それから、条文をよく読んでみて気がついたんですけれども、作成基準なるものは「統計委  
員会の意見を聴かなければならない。」と意見を聴けばいい。公聴会みたいなもの……

○経済社会総合研究所長 意見を聴いた上で総理大臣が決定するんです。それは。基準を作成  
するわけです。聴かなければいけないのは統計委員会の意見ですけれども、決定はあくまで総  
理大臣の所管のもとで閣議決定するんだと私は思っているんですけれども。

○作間委員 現在、国民経済計算統計、要するに年報やQEということだとしておきましょう  
を作成するために一応基準を持っていることは当然なんですけれども、平成21年までに、  
その一応持っている基準が、統計委員会の意見を聴取するためのたたき台にそのままなるので  
すか。

○経済社会総合研究所長 それもまた非常に哲学的なご質問で、わからないんですけれども、  
たたき台という言い方がいいかどうかわかりませんが、現状はこうなっている、また、国際的  
な議論はこうなっているといったようなことは、当然議論の場に出てきて、そこで討議いただ  
いて、日本の体系をどうつくるかという話になるんだらうと思っ  
ているんですけれども。

○栗林議長 この問題は、ここだけではなくて、これから多分いろいろなところで議論が出て  
きて、統計委員会で全体の体制をつくっていくことになるのではないかと私は個人的に思っ  
ておりますけれども、この議論をここで続けていきますと、ちょっと時間が足りなくなっ  
てしま



うことを心配しますので、まことに申しわけありませんが、これでこの議論を打ち切りたいと思います。

何かどうしてもという先生、いらっしゃいましたら。よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

ただいまの事務局の説明によりますと、統計法改正によって新たに設けられる統計委員会において、国民経済計算の審議を行うことになるという方向ですが、今後想定される審議課題や体制について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○企画調査課長 恐れ入りますが、資料6に基づきまして簡単に説明させていただきます。

統計委員会という新しい仕組みの中で、改めて国民経済計算につきましても仕切り直しのよう形で調査審議が行われるということでございますので、すみません、ご参考というような位置づけになろうかと思いますが、ぜひ先生方にご議論いただければと思います。

まず、1の今後の審議課題であります。

(1) 新しい統計法に求められている課題については、既にご説明させていただきましたが、まず①といたしまして、今、お話ありましたが、作成基準の設定に関する審議。②といたしましては、公的統計の整備に関する基本計画、統計法の施行状況の報告に関する意見表明への関与ということでございます。

その中で私どもとして重要なことだと思いますのは、最後のパラに書いてございますが、国民経済計算に限定されるものではないと思いますが、国民経済計算として内容を審議し、統計委員会の総会ないし関連する部会に意見表明をするということで、1次統計との連携を強めていきたいというようなことができるのではないかと。

(2) といたしまして、これから非常に大きな環境変化があるということがございます。

ご承知のとおり、リビジョン1が来年、春を目途だと思っておりますが、決定される予定でございます。我々としても、どのようにそれを取り込んでいくかが非常に重要になろうかと思っております。

改定の内容につきましては、2つ目のパラに書いてございますように、年金の計上の仕方、R&Dのような話、先ほど深尾先生のお話ありましたが、そういう資本計上の話ということで、かなり概念的あるいは理論的な、非常に細かいと申しますか、精緻な議論に入ってきているなという感じがします。ですので、ある意味93SNAの導入の際のような、非常に大きな概念上の変更、システムの変更というわけではございませんが、非常に重要な案件を検討する必要があるということでございます。

この導入について、今後、議論が期待されるということでございます。

次のページはご参考までですが、93SNAを導入した際にどんな体制で議論したか、簡単に時系列的なところで示しております。

(3)でございます。今まで各先生方に熱心にご参加いただいた調査審議の継続も、当然非常に重要ではないかと思っております。

まず1つ目といたしましては、推計手法ということで、速報と確報の乖離の縮小ということで、やはり引き続きこれは大きな我々の検討課題ではないか。

それから、まだ導入しておりませんが、F I S I Mの話。それから、先ほど来説明しておりますが、資本ストックの話。これはやはり国際的にも遜色のない形で整備していきたいということでございます。

④といたしましては公的部門ということで、政府諸機関の分類。非常に民営化の話ということで、先ほど支出課長から話がありましたが、そういうところをきちっと検討していただきたい、あるいは公会計との調和ということで、G F Sとかいろいろな公会計の議論が国際的にもなされているということでありますが、やはりそれとのハーモナイゼーションというのは引き続き重要な課題ではないかと思っております。

最後でございますが、これは「こうあってほしい」というのか、審議体制であります。以上お話をさせていただきました幾つかの課題が引き続き大きな問題として、事務当局、我々に対して突きつけられているということでありますので、やはり関係機関としっかりと検討してまいりたいと思っております。恐らくは専門小委員会というような形で、我々の宿題を引き継いでいただく体制をとっていく必要があるということで、私どもも各関係機関と引き続き検討してまいりたいと思っております。

○栗林議長 この議題は先ほどからの継続のような感じになっていると思いますので、何かご意見がありましたらお願いします。

○辻村委員 今、お話しいただいた中にリビジョン1の話が出ていたので、ちょっとこれについてお話しさせていただきたいと思っております。

今回のリビジョン1では、現行の93SNAに対して余り大きな修正はないのではないかとのお話で、これはある意味では安堵すべきことなのかもしれません。ただ私は、93SNAというのは、社会会計の中で、一つのサドルポイントではないかと思っております。それはある意味では究め尽くしているけれども、必ずしもそれが完璧であることを意味してはいないからです。

例えば、93SNAでは時価額会計をとっているわけですが、その時価額会計というのは世界の趨勢ではあっても、これにはこれの欠点もあります。例えば、取得価額会計であれば当然に異時点間の論理的な整合性がとれるわけですが、時価額会計でやってしまうと、ここところが崩れてしまうわけです。今、その部分については、ご案内のように調整勘定という形で取り扱われているわけですが、調整勘定というのはあくまでも事後的にどう表現するかという話でありまして、これは論理的整合性とはちょっと違った次元の話かと思います。

それで何が不便なのかということでございますけれども、例えば、日本でもこの10年、20年いろいろな、実物的な事象と金融事象の絡み合ったような経済現象が多く起きています。バブルでありますとか、それから資産デフレの問題、金融と実物との接点の問題を分析するとき、実はこの部分が重要になります。

この話はある意味で非常に難しい話であって、今日明日に結論が出るような問題ではないと思います。しかしながら、ちょっと私が危惧しておりますのは、もちろんこの委員会でもということですが、世界的にもその議論が昨今停滞してしまっているのではないかという点です。

SNAというのは本来、経済のマクロ的な事象全般の分析の基礎となる、そういう役割を与えられているわけで、できれば、やはりこれに一步でも近づく努力は必要なのではないかと思います。今回、リビジョン1ということですが、93SNAが出ましてからもう15年たっております。1968から1993年ですと25年、四半世紀でございますから、恐らくあと10年というタイムスパンを考えれば、当然にもう一回大きな改定があるのではないかと思います。そういうときに、例えば今、申し上げましたような、時価額会計でやっていることでの問題点というようなものを、ぜひ日本から提起していただきたいと思います。もちろん私たちアカデミックな人間の責任もあるかと思いますが、そういうようなものを日本でも議論して、ある程度、少なくともたたき台になるものを持って日本から提案できる、そういうことが必要なのではないかと考えます。

○藤井委員 2点ほど、感想と意見をあわせて申し上げさせていただきたいと思います。

今まで事務局あるいは研究所の方でいろいろご苦労されて取り組んできて、改善されたことをどこかで評価しながら前へ進んでいただければと思います。

具体的に申し上げますと、1つはFISIMの関係ですが、問題が非常に複雑で多岐にわたり、大変難しいということは十分議論し、承知された上で、一応95年からということで暫定計数を出されておられます。そのときの議論でもあったかと思うのですが、80年代が難しいとい

う問題はもちろん最初からわかっている、その問題に行く前に、お出しになった95年からの統計を使って、例えば95年以降のいろいろな事象について、ある程度想定どおり、あるいは分析の役に立つというような使われ方に堪える結果を今、出せているのかということもご検討いただければと思います。人数の制約のある中で大変難しいとは思いますが、いろいろな研究所の研究ですか分析、あるいは請負調査とかいろいろな方法を活用されて、まず取り組まれたことを評価されて、それで一応そこはよしとして、遡るあるいは本格移行するということなのか、そうではなくて、そこからしてやはりもうちょっと工夫しなければいけない点があるのか。

その辺、やはり評価がないと難しいですし、せっかく相当なご苦勞をされてお出しになられた意味も余らないということになっては残念だと思いますので、是非やっていただけたらと思います。

先ほどSNAの速報と確報の差の問題も出ておりましたが、私の記憶違いでなければ、たしか速報を早くするという取り組みを二、三年前でしたか、されたのではなかったかと思います。要するに、早くするという事は当然時代の要請ではありますが、精度の問題はそのときからご認識されておられたのではないかと思います。それで、早くされてどうなったのか。当然いろいろな問題を当時も予想されて取り組まれたと思いますが、その辺、トレードオフもおありだと思いますし、それから、先ほど所長がおっしゃられたように、その後の推計の方法も違うと思いますが、あとで詳細なデータも出てくるということになれば数字のぶれが出てくる。それが説明できるかどうかという問題なのか、そもそも違っただけではないかと哲学的に考えるのか、私は早くするというニーズに応えるのであれば、ある程度ぶれに対して説明責任を負えば、一定程度の差が出るのはむしろ当然の面もあるのかなとも思いますし、その辺、過去にお取り組みになられたことを評価していただいて、前に進めていただくのがよろしいのではないかと感じます。

もう一点は、非常に事務的というか、余り次元の高くない話ですし、この場での問題提起が適切なかどうかよくわかりませんが、今回、社会の情報基盤としての統計ということで、統計データの2次的利用の促進についてもご説明いただいています。

その関係で非常に重要だと思いますのは、電子的な媒体あるいはインターネットを使っただけの提供ということも1つあるかと思うのですが、これまで政府あるいはいろいろな各種統計でそういう流れがあって、SNAについても速やかに公開していただいていることは大変ありがたいと思うのですが、一部の統計では、電子化されるのとあわせて紙媒体での提供が廃止

されたり、廃止に伴って系列が一部なくなってしまうというようなこともございます。

国によっては紙媒体と全く同じものがPDFでそのままダウンロードできるようになっていて、同時にエクセルなり、操作しやすい形での情報提供をやっているということもありまして、研究者としてのお願いは、やはり日本のホームページでの統計データのアップの仕方は多少使いにくいところがありまして、SNAの場合は年報の厚いのも並行して出されておりますので、例えば年報がそのままダウンロードできると、それはそれで非常に便利かと思えます。データの提供についてもぜひ工夫していただいて、二次的利用の促進を図っていただければと思います。

○経済社会総合研究所長 ありがとうございます。

辻村委員のご指摘は、いろいろな問題があることは我々も承知しておりますし、片方で、いわゆる企業会計基準とSNA基準との間にも、まだまだ議論すべき、穴を埋める部分がありまして、その辺はOECD、国連の場でもいろいろな問題提起がなされている。

それから、リビジョン1は必ずしも小さい改定とは思っていませんで、現在44項目にわたって検討がなされています。そのうちどこまで我々の方で取り入れられるかというのは、かなり制約があると思えますけれども、かなり大きな改定だと私自身は思っていますので、先ほどご指摘の点も含めて、資本のアセットバリューについては、アセットのバリューを評価するという側面と、先ほど高木委員が言われたプロダクト・オブ・キャピタルみたいなものをどう評価するかという側面とありまして、その両方が体系の中でコンシステントに説明がつくような形をやっていかなければいけない。残念ながら、日本はそれがきちつとなっていない。

例えば、アメリカだとBEAとBLSでそれぞれ分担して推計して、両方をバランスさせるようにということを考えているわけですが、日本では、まだそういうことがなされる体制になっていないということはあるんだろうと思います。

それから、藤井委員のご質問のFISIMに関しては、確かに使ってみないとどこが問題かわからない。それはぜひやりたいんですが、昨年調査委託をしましたのは、もう一度詳細にわたってアベイラブルなデータで、FISIMの作成プロセスそのものをもう一回コンファームしてみたいということで、やはり80年代のネガティブというのは、まだ解消されていない。

それと同時に、金融仲介業ということだけで金融サービスというものをとらえることができるかどうか。これはかなり大きな問題で、業態がどんどん変化していますので、金融業というサービスをどうとらえるかということは、FISIMでカバーし切れない業態変化をどう持つ

ていくか、これは物すごく大きな問題で、ぜひいろいろご検討いただいて、また教えていただきたいと思います。

I T化については、日本の統計はI T化に乗り遅れているというのは私もそのとおりだと思いますし、これは多分、統計委員会でいろいろ議論いただくことになるんだろうと思います。

○深尾委員 1つは、このところ国民経済計算会議等に出席していて、93SNAの対応と、かそれと関連しますけれども連鎖の導入とか、介護部門をつくるとかF I S I Mとかソフトウェアとか、いろいろな問題で改定を進められてきたと思うんですけども、必ずしも長期に遡及されていなくて、ユーザーの面から見ると、例えば一橋の齊藤誠さんなどと話していても、連鎖が95、6年からしか使えないので、そこから切り離してしか時系列の分析ができないとか、いろいろな文句をマクロの友人からは聞いています。

もちろん、国民生産課を初め肅々と当時の古いものまで引っ張り出して遡及されているとは聞いているんですけども、そのあたりのことも、できれば長期的な課題で考えていただければとユーザーの面から見ると思います。

国民経済計算年報も、何かすごく見にくくなったというか、すごくわかりにくくなった感じがあって（笑）、もうちょっと「これが決定版だ」というのが長期であると非常にいいのかなと、勝手な意見ですけども、思います。

もう一つは、そんなことを言っても50人だからという問題があると思うんですけども、今回、基幹統計になったわけで、こんなことをここで私が言ってもしょうがないのかもしれないかもしれませんが、ぜひドンと大きくして、国民経済計算は基幹統計で非常に大事なんだから、100人でも150人でも使っていい推計をするというようなことを、ぜひ提起していただけたらと思います。頑張ってくださいと思います。

○経済社会総合研究所長 今おっしゃった問題は、もう我々も一番感じていることなので、長期遡及、やはりどこかでやるべきだ。今の体系ではちょっと無理なんですね。完全にそこまで時間を割ける、専念できる陣容がそろっていない。QEを1次、2次出して、確報を出して確々報を出すだけで手一杯という状態で、統計委員会の中でぜひ議論いただくということになると思います。

それから、長期遡及もそうですし、そういう意味で陣容が足りないというのは言うまでもないことで、私はもう、全くの私見ですけども、公務員改革の中でいろいろ考えないと大変なことになると思っているんですけども、そういう制度改革を含めて、どこまでできるかは統計委員会の力量ですけども、むしろ外野からどんどん応援いただいた方がいいんだろうと

という気がします。

○作間委員 先ほどの辻村委員の発言を伺っていて、レスポンスをしたくなりまして。

基本的に、企業会計と国民経済計算とはやはり違うなど、最近つくづく思っております。企業会計のさまざまな細かな基準というのは、例えば日経にこんなコラムがあったんですけども、「攻防税効果会計」要するに、攻防の対象なんだなど。それでは統計としては、やはり困ると思っております。

それから、基本的な立場の違いがある。企業会計は利益計算があって、それがストックに連動する。それから複式簿記を基本原理ということであって、辻村委員も、それが取得価格会計だとうまくいくということが大きなポイントであったと思いますけれども、国民経済計算では、利益という概念は意味を持ちません。だから企業会計の方でストックオプションの議論を熱心にやっているわけですが、要するに、ストックオプションは費用だということが要するに、利益を確定する裏側に費用が確定されるわけですが、費用だということが企業会計の関係者にとって最大の関心事である。でも、我々にとっては、実は労働分配分なのかそうではないのかが最大の関心事なので、ちょっと違うんですね。要するに、企業会計と国民経済計算の考え方は、かなり違う面がある。

そうすると、私の感じでは、国民経済計算というのは、やはり時価会計が当たり前という世界だと思うんですね。でも、これだと辻村委員と論争になってしまいますから、そこを何とか妥協点を見い出したいわけですが、

辻村委員もおっしゃっていましたが、調整勘定で全部押し込んでしまっている。そこがやはり問題だと思っております。調整勘定の分析が足りない、そこを何とかするような趣旨の提案を国際的にもやっていかなければならないという点で、調整ができるのではないかと感じております。

○辻村委員 今、作間先生からご指摘ございました点について、一言だけ。

私は、企業会計の原理をそのまま持ち込むのがいいと主張するつもりはございません。企業会計では、いわゆる複式記帳、ダブルエントリーというのをやっているわけですが、やはり国民経済計算の基本は複々式記帳、クアドラプルエントリーだと思います。そのクアドラプルエントリーというのが今の体系の中で、必ずしも見かけ上、完結していないということです。

また、私は必ずしも時価額会計をやめた方がいいと言っているわけではなく、時価額会計をやるにはやるなりに、本来考えておくべきことがあるわけです。それが今、調整勘定という形

でとりあえず一つの体系としてまとまっているということは、私も、一つのサドルポイントであるという意味で評価をしております。

ただ、そこから先の部分で、社会会計の内部整合性の担保という観点から、表章形式におけるクアドラプルエントリーシステムの貫徹と、異時点間の論理的な整合性の問題を、あえてもう一度、議論しなおすべき時期に来ているのではないかと申し上げたかったわけです。

○経済社会総合研究所長 測定をしなければいけないので、それがなかなか難しいんです。時価ですら測定できないわけですよ、今、なかなか。例えば、上場していない企業の株価をどう評価するかということすら、いろいろな評価の仕方が多分あるんだと思うんですね。その原則の議論と、実際にそれをエスティメートしなければいけないという議論と両方あるので、そこは全体系をよく考えないといけないのではないかという気がします。

○栗林議長 ほかに何かございますでしょうか。

これをやっていますとまた非常に時間がかかりまして、まことに申しわけありませんが、時間の都合もありますので、切らせていただきたいと思います。

ただ、こういう場でそういう議論が出てきて、日本発のSNAに対する注文あるいはいい方向に持っていくというのは、ぜひ国際会議等を指導していけるような体制が統計委員会のもとでできることを希望したいと思います。

それでは、非常に大きな課題を抱えておりますけれども、今のご説明ですと、今後の審議体制については新たに設けられる統計委員会において決められていくものという方向なんです、その過渡期にあります2年くらいをどうやっていくのかとか、いろいろ出てくると思いますので、内閣府では、今日の議論を踏まえて、今後の審議体制についてしっかり考えていっていただきたいと思います。

最後に、事務局から説明事項があるようですので、お願いいたします。

○企画調査課長 先生方の任期について、簡単にご説明いたします。

先生方の調査会議の委員の任期につきましては、昨年7月の総会におきまして、平成20年4月までというタームでお考えいただきたいと口頭で申し上げた次第でございますが、ご了承いただいたということで、今回、調査会議廃止ということになりますと、自動的にその時点で任期満了ということになるかと思いますので、ご理解賜りたいと思っております。

ご勤務先との関係で手続等必要な場合につきましては、また個別にご相談させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○栗林議長 全体を通じて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。



それでは、時間も参りましたので、本日はこれで終了させていただきます。

長い間どうもありがとうございました。

○経済社会総合研究所長 長い間どうもありがとうございました。